

二八 祝賀御列の儀

○内閣告示 第二号

- 一 国の儀式として、祝賀御列の儀を行う。
 - 二 祝賀御列の儀は、平成二年十一月十二日、宮殿から赤坂御所までの間において行う。
 - 三 祝賀御列の儀の細目は、内閣総理大臣が定める。
- 平成二年一月二十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

〔官報〕第 284 号 平成 2 年 1 月 23 日 火曜日

○内閣告示 第五号

平成二年十一月十二日に行われる祝賀御列の儀の細目は、次のとおりである。

平成二年十月二十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

一 祝賀御列の儀次第

- 1 天皇皇后両陛下が、南車寄にお出ましになり、所定の位置にお立ちになる。
- 2 国歌を奏する。
- 3 天皇皇后両陛下が御乗車になる。
- 4 御列が御出発になる。

5 御列が赤坂御所に御到着になる。

6 天皇皇后両陛下が御降車になる。

7 天皇皇后両陛下が赤坂御所御車寄の所定の位置にお立ちになる。

8 国歌を奏する。

9 天皇皇后両陛下が赤坂御所にお入りになる。

二 祝賀御列の儀の経路

御列は、宮殿南車寄を御出発になり、皇居正門、二重橋前交差点、桜田門交差点、国会議事堂正門前、三宅坂交差点、都道府県会館前、赤坂御用地南門前、青山一丁目交差点、権田原交差点及び赤坂御所正門を経て、赤坂御所御車寄に御到着になる。

〔官報〕第 491 号 平成 2 年 1 月 23 日 火曜日